

令和 7 年

奈良市議会 8 月臨時会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 32 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 34 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 35 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 36 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 37 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 38 号	市長専決処分の報告について……………	21
奈良市議案第 68 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	23

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和7年8月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和 7 年度奈良市一般会計 補正予算（第 2 号）

令和 7 年度奈良市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 2 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 7 , 8 5 5 , 0 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 . 国 庫 支 出 金		千円 36,282,586	千円 420,000	千円 36,702,586
	4 . 国 庫 交 付 金	8,018,048	420,000	8,438,048
歳 入 合 計		167,435,079	420,000	167,855,079

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 . 民 生 費		千円 78,035,487	千円 420,000	千円 78,455,487
	1 . 社 会 福 祉 費	36,553,903	420,000	36,973,903
歳 出 合 計		167,435,079	420,000	167,855,079

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1. 総括

（ 歳 入 ）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	36,282,586	420,000	36,702,586
歳 入 合 計	167,435,079	420,000	167,855,079

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	78,035,487	420,000	78,455,487	420,000			－
歳 出 合 計	167,435,079	420,000	167,855,079	420,000			－

2. 歳入

第 1 6 款 国庫支出金

第 4 項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫交付金	1, 682, 094	420, 000	2, 102, 094	1 一般管理費国庫交付金	420, 000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	8, 018, 048	420, 000	8, 438, 048			

第16款 国庫支出金

3. 歳 出

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	2,076,526	420,000	2,496,526	特定財源 420,000 (内訳) 国庫支出金 420,000	18 負担金補助及び交付金	420,000	低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費
計	36,553,903	420,000	36,973,903	特定財源 420,000 一般財源 0			

第3款 民生費

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和7年7月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年7月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年1月24日午前11時56分頃、奈良市西大寺新町一丁目地内において発生した、本市の公用車が歩道上のガードパイプに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 330,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年7月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年5月1日午前10時25分頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車が相手方の原動機付自転車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 42,405円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年7月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年5月12日午後3時38分頃、奈良市四条大路一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 124,520円

市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 19 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年5月12日午前8時頃、奈良市芝辻町三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 339,680円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年6月8日午前5時55分頃、奈良市都祁吐山町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイール等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 510,924円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 公の施設の指定管理者の指定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和7年6月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町 1083 番地の 1

名勝大乘院庭園文化館

2 指定管理者の所在及び名称

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 901 番地

株式会社ジェイアール西日本ホテル開発

代表取締役 伊勢 正文

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 名勝大乘院庭園文化館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

